

## 令和7年度第8回(第275回)隠岐の島町教育委員会会議録

1. 開催日時 令和7年11月26日午前9時30分

2. 開催場所 隠岐の島町役場 3階 303会議室

3. 出席委員 教育長 野津 浩一  
教育委員 藤野 雅栄  
教育委員 谷田 一子  
教育委員 眞野 裕敏  
教育委員 佐々木 朗

4. 欠席委員

5. その他の出席者 総務学校教育課長 金井 和昭  
社会教育課課長 中村 恒一  
中央公民館長 木瀬 高宏  
総務学校教育課総務係長 大上 達也

6. 開会宣言 事務局職員が出席者及び資料の確認をした後、教育長は開会を宣言した。

7. 教育長報告要旨 11月1日から4日にかけて沖縄県うるま市で開催された「全国闘牛サミット」に町長の代理として出席した。現地では温かい歓迎を受け、文化交流や討議を通じて有意義な時間を過ごすことができた。令和10年度には本町が開催地となる予定であり、牛の確保を含めた準備が進められている。11月16日には令和7年度隠岐の島町戦没者追悼式が行われたが、出席者の高齢化により参加者が減少しており、今後の継続についても検討が必要と感じた。11月17日には県主催の市町村教育長会議に出席し、学力育成に関する協議が行われた。本町でも授業力向上に取り組んでおり、特に小学校のリーダー的教員の実践を若手教員が学ぶ機会を増やすことで、指導力の継承を図っていく方針である。また、小学校1年生における「学びの集団」の定着が課題となっており、保育所との連携を強化し、円滑な接続を目指す。教育委員会としても研修会等を通じて支援していく。教職員の働き方改革については、今後、市町村ごとに計画を策定し、教育総合会議で報告・協議することが国の方針として示された。現在、担当課において計画の策定を進めており、教育委員の協力をお願いしたい。不登校対応では、教育支援センターの活用を拡充し、登校はできるが教室に入れない児童生徒に対して、支援センター職員が学校に出向いて支援を行う取り組みを開始している。今後も学校と連携しながら、個別の状況に応じた支援を進めていくことなどを報告して共有した。

8. 議 事

【議第1号及び第2号】 隠岐の島町文化財保護条例の一部改正について、隠岐の島町文化財保護条例施行規則の一部改正について

○議第1号及び第2号の「隠岐の島町文化財保護条例の一部改正について」「隠岐の島町文化財保護条例施行規則の一部改正について」、関連する議事のため一括して、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

・概要

主な改正の趣旨は、文化財の種類ごとに異なっていた「指定」や「認定」等の用語や手続きの違いを整理・統一し、制度の簡素化と明確化を図ることにある。特に、無形文化財や無形民俗文化財については、「認定」から「指定」へと用語を統一し、証書の交付に関する規定も整備される。また、文化財の現状変更に関しては、従来の「事前届出制」から「教育委員会の許可制」へと変更される。さらに、文化財の修繕や制作に関わる「民俗技術」を新たに定義に加えることで、これまで対象外となっていた技術の保護・継承を図る意図が示された。

委員からは、改正の趣旨に賛同する意見が出される一方で、専門的な内容が多く理解が難しいとの指摘もあり、文化財保護審議委員会など専門家の意見を十分に反映させるよう要望があった。

・決定事項

・隠岐の島町文化財保護条例の一部改正案(議第1号)

・隠岐の島町文化財保護条例施行規則の一部改正案(議第2号)

以上2件について、原案のとおり議決することを決定。

・審議結果

審議の後、全員の挙手により議第1号及び2号について、原案のとおり議決した。

【議第3号】 隠岐の島町入学準備支援事業実施要綱の一部改正について

○議第3号の「隠岐の島町入学準備支援事業実施要綱の一部改正について」、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

・概要

今回の改正は、これまで体操服の取り扱いを行っていた「ショッピングセンターひまり」が店舗改修に伴い取り扱いを終了したことを受け、要綱から当該事業者名を削除するものである。他の事業者により対応が可能であるため、支援体制に支障はないとの説明があった。

・決定事項

・要綱から「ショッピングセンターひまり」の名称を削除する。

・その他の支給体制については現行通り継続する。

・審議結果

審議の後、全員の挙手により議第3号について、原案のとおり議決した。

【議第4号】 指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館・隠岐の島町立西郷武道館〕

○議第4号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館・隠岐の島町立西郷武道館〕」、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

・概要

隠岐島文化会館および町立西郷武道館の指定管理期間が本年度末で満了となることから、次期指定管理者の公募を実施した。その結果、現在の指定管理者である「公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団」からのみ応募があり、これまでの実績や業務への精通度、運営体制の安定性などを総合的に評価した結果、引き続き同財団を指定管理者候補として選定した。指定期間は令和8年4月1日から5年間とし、指定管理料は年間2,840万円を予定している。加えて、小中学生等の施設利用に伴う利用料減免分の補填として、年間約35万円を加算する見込みである。

・決定事項

- ・隠岐島文化会館および町立西郷武道館の次期指定管理者として、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団を指定する。
- ・指定期間は令和8年4月1日から5年間とする。
- ・指定管理料は年間2,840万円とし、減免補填分として年間約35万円を加算する。

・審議結果

審議の後、全員の挙手により議第3号について、原案のとおり議決した。

【議第5号】 指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール〕

○議第5号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐の島町屋内温水プール〕」、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

・概要

屋内温水プールの現指定管理者が諸事情により1年を残して撤退することとなったため、新たな指定管理者を選定するための公募を実施した。公募期間は令和7年9月4日から10月3日までで、応募は「公益財団法人 隠岐の島町教育文化振興財団」1社のみであった。同財団はこれまで総合体育館の管理運営を適切に行ってきた実績があり、今回のヒアリングでも意欲的な提案が確認されたことから、指定管理者候補として選定された。指定期間は令和8年4月1日から5年間、指定管理料は年間1,910万円を予定している。

委員からは、温水プールの安全管理や職員の継続雇用、利用者への影響について懸念が示されたが、現職員の継続雇用を前提とした運営が予定されており、サービスの継続性や利用者への影響も最小限に抑えられる見込みであることが説明された。

・決定事項

- ・屋内温水プールの次期指定管理者として、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団を指定する。
- ・指定期間は令和8年4月1日から5年間とする。
- ・指定管理料は年間1,910万円とする。
- ・現職員の継続雇用および既存サービスの円滑な引き継ぎを前提とする。

・審議結果

審議の後、全員の挙手により議第5号について、原案のとおり議決した。

【議第6号】 工事請負変更契約の締結に関する意見について〔西郷南中学校大規模改修工事(2期)〕

○議第6号の「工事請負変更契約の締結に関する意見について〔西郷南中学校大規模改修工事(2期)〕」、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

・概要

西郷南中学校の大規模改修工事の第2期工事において、工事中に判明した追加修繕箇所への対応が必要となったため、工事請負契約の変更を行うものである。主な変更理由は、自転車置き場のアスファルト舗装面積の増加および体育館外部のシーリング材の劣化対応などである。契約金額は、当初の2億2,330万円から2億2,683万8,700円へと353万8,700円の増額となる。なお、屋根タイトフレームの数量削減やパソコン教室の天井仕上げ材の変更による一部減額項目も含まれている。工期は変更せず、令和8年3月19日までのままとする。

・決定事項

・西郷南中学校大規模改修工事(第2期)に係る工事請負契約を、353万8,700円増額し、契約金額を2億2,683万8,700円とする変更契約を締結する。

・工期は当初の計画通り令和8年3月19日までとする。

・審議結果

審議の後、全員の挙手により議第6号について、原案のとおり議決した。

【議第7号】 令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)について

○議第7号の「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第4号)について」、事務局職員の説明の後、審議を求めた。

・概要

本補正予算案は、令和7年度の教育関連事業を中心とした予算の見直し・追加を目的としており、12月議会への上程を予定している。主な補正内容は以下のとおり:

・人件費の増額:職員給与改定に伴う増額(一般職・特別職・会計年度任用職員など)。

・教育ICT環境整備:小中学校のネットワーク環境における電波干渉の調査(ネットワークアセスメント)実施のための業務委託費の追加。

・施設整備・修繕:落雷による電気時計の故障(都万小学校)や、老朽化した手すりの撤去工事(西郷中学校)などへの対応。

・光熱水費の増額:電気料金の高騰に伴う学校・文化施設等の光熱費補正。

・入学準備支援事業:財源の組み替え(国庫支出金の活用による一般財源の軽減)。

・青少年育成支援事業(がんばれ隠岐の島キッズ):遠征補助金の交付回数増加に伴う予算増額。これに関連し、学校現場との連携や子どもの教育環境への影響について意見交換が行われた。

・文化財保存継承事業:物価高騰に伴う補助金の増額。

・給食費補助:米価高騰への対応として、県の交付金を活用した食材費の補正。

また、指定管理施設(文化会館、総合運動公園、温水プール)における電気料金の高騰に対応

するため、指定管理料の増額補正も行われた。

・決定事項

- ・教育・文化・福祉関連施設の運営や修繕、ICT環境整備、物価高騰への対応を目的とした補正予算を編成。
- ・補正予算には、国庫支出金や県支出金の活用を含め、一般財源の適切な配分を行う。
- ・がんばれ隠岐の島キッズ事業については、今後の制度運用において学校との連携や教育的観点からの検討の必要性が指摘された。

・審議結果

教育現場への影響や制度の在り方に関する意見・提案が出されたが、全体として補正の必要性が認められ、全員の挙手により議第7号について、原案のとおり議決した。

9. そ の 他

【令和7年度第9回教育委員会の開催日時について】

- 令和7年度第9回12月の教育委員会の会議については、12月25日木曜日、午前9時30分から隠岐の島町役場会議室で開催することとした。

【議事録の確認について】

- 令和7年度第7回教育委員会会議録について、出席委員全員により確認を行った。

10. 閉 会 宣 言 教育長は閉会を宣言した。

11. 閉 会 日 時 令和7年11月26日 午前10時55分

12. 会議録作成者 総務係 大上達也

署名日 令和 7年11月26日

隠岐の島町教育委員会 教育長

野津 浩一